

新潟地域合併問題協議会だより

創刊号

平成15年3月

新潟市・新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町
亀田町・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村

発行：新潟地域合併問題協議会



政令指定都市の実現を目指して合併の協議を行っています

新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の12市町村では、任意の協議会である「新潟地域合併問題協議会」を設置し、政令指定都市の実現を目指して、合併後の行政サービスやまちづくりのあり方などの協議を行っています。

協議会の委員は、各市町村の首長、議会議長、議会議員、学識経験者など、74人で構成しています。

協議会に参加する各市町村は、それぞれに歴史や伝統を持ち、地域独自の産業・文化を育ててきました。協議会では、これらの地域の特性や伝統・文化を尊重するとともに、住民福祉の向上に向けて検討をしています。

12市町村の合併が実現すると、人口約77万、面積約614km²の都市となります。

政府が発表した「市町村合併支援プラン」によると、合併した場合、政令指定都市の人口要件は、70万人程度に緩和されるとされており、協議会では政令指定都市の実現を目指すことを決議しています。

「協議会だより」創刊号では、第1回から第5回までの協議会の協議内容を掲載しました。ぜひ、皆さんも一緒に「新潟地域の市町村合併」について考えてみましょう。

政令指定都市の実現を目指す決議

今日、我々を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢・高度情報化社会の到来、国際化の進展、地球規模の環境保全に対する意識の高まりなど大きく変化している。

一方、国を初め、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しいなかで、地方分権一括法の制定以来、地方への権限移譲が進展しており、真の分権社会の創出に向けて、自らの責任で自立した都市を目指すために、一層の努力を傾けていかねばならない。

こうした中で、我々新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の12市町村が目指すべき方向は、現行地方制度において最も広範な権限と財源を持つ政令指定都市の実現を図ることであり、その前提となる広域合併に向けて協議を開始した。

我々は、この広域合併を通じて、魅力と活力にあふれたまちづくりを進め、政令指定都市「新潟」の実現を図ることが、産業振興による雇用の拡大、人とのもの交流による更なる賑わい、強化された行財政基盤のもとでの安定的・主体的な行政サービスの展開など、市民の福祉向上に大きく寄与することを確信する。

よって、我々は、以下の事項の実現に向けて最大限の努力を払うことを決意する。

記

- 1 広域合併を成功させ、日本海側初の政令指定都市を早期に実現すること。
- 2 住民自治の一層の充実を図り、それぞれの地域（旧市町村）で育んできた数々の優れた伝統や個性ある地域文化を尊重するとともに、地域コミュニティをさらに進展させ、地域の多様性を活かし、その魅力を発揮できる都市を目指すこと。
- 3 新潟地域が有する優れた都市機能と豊かな自然環境との調和・共存を図り、学術や研究開発の充実、空港・港湾などの都市基盤の一層の強化等により、活力にあふれた産業の集積と、国内外との多様な交流を実現し、日本海側の中枢拠点都市、さらに環日本海の国際交流拠点都市としての発展を目指すとともに、全国有数の農業基盤を活かして、先進的な取り組みにより農業の活力ある発展を図り、「田園型政令指定都市」の実現を図ること。
- 4 不断の行財政改革を行うとともに、税財源の移譲を求めるなど、自主財源の安定的な確保等を図り、真の分権社会の創出に向けて、自主的自立的な都市の実現を目指すこと。

以上、決議する。

平成14年10月25日

新潟地域合併問題協議会

今までの経過と今後の予定

【平成14年9月5日】

- 新潟市、白根市、豊栄市、横越町、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村による「新潟地域合併問題協議会」の初会合を開催
- ・協議会規約について
 - ・協議会予算について
 - ・会議の運営について

【平成14年10月25日】

- 「第2回 新潟地域合併問題協議会」の開催
新津市、小須戸町が新潟地域合併問題協議会に加入
- ・協議会規約改正について
 - ・協議会補正予算
 - ・協議項目と協議方法について
 - ・今後の協議予定について
 - ・政令指定都市の実現を目指す決議について

【平成14年12月25日】

- 「第3回 新潟地域合併問題協議会」の開催
- ・12市町村の沿革・現状について
 - ・合併の方式、合併の期日、議会の議員の任期及び定数の取扱い、地域審議会について
 - ・各種事務事業調整の原則について
 - ・合併建設計画の策定方法について

【平成15年2月4日】

- 「第4回 新潟地域合併問題協議会」の開催
- ・各種事務事業調整方針案及び各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その1）
 - ・地方税の取扱いについて（現況説明）
 - ・合併建設計画（骨子）について

【平成15年2月21日】

- 「第5回 新潟地域合併問題協議会」の開催
- ・各種事務事業調整方針案について（その2）
 - ・各種事務事業以外の行政制度調整方針案について（その2）
 - ・合併建設計画（総論）について
 - ・合併の方式等について
 - ・合併重点支援地域の指定について
 - ・岩室村の参加申し入れについて（岩室村については第6回協議会で正式加入の予定）

【平成15年5月～9月目途】

- 第6回以降の「新潟地域合併問題協議会」の開催

【平成16年1月目途】

- 法定合併協議会設置

【平成17年3月までを目途】

- 合併施行

12市町村の現況



市町村名	人口	世帯数	面積 (Km ²)
新潟市	527,324	203,283	231.91
新津市	65,860	19,965	78.28
白根市	40,012	10,913	77.06
豊栄市	48,997	14,051	76.85
小須戸町	10,454	2,863	16.91
横越町	10,795	2,940	23.62
亀田町	32,061	10,217	16.82
西川町	12,365	3,392	24.76
味方村	4,805	1,143	14.44
潟東村	6,454	1,389	23.96
月潟村	3,831	961	9.04
中之口村	6,483	1,533	20.16
合計	769,441	272,650	613.81

平成12年国勢調査（新潟市には黒埼町を含む）

新潟地域合併問題協議会で協議する事項

協議項目	協議状況	協議項目	協議状況
合併の方式	合意	行政機構及び組織の取扱い	未協議
合併の期日	合意	一部事務組合等の取扱い	未協議
財産の取扱い	合意	使用料・手数料の取扱い	一部未協議
議会の議員の任期及び定数の取扱い	合意	公共的団体等の取扱い	合意
地方税の取扱い	未協議	各種団体への補助金・交付金等の取扱い	合意
地域審議会の取扱い	合意	町字名の取扱い	合意
農業委員会の取扱い	未協議	慣行の取扱い	未協議
一般職の職員の取扱い	未協議	各種事務事業の取扱い（全227項目）	176項目について合意
特別職の職員の取扱い	未協議	合併建設計画	総論について基本的に合意

印は合意した事項

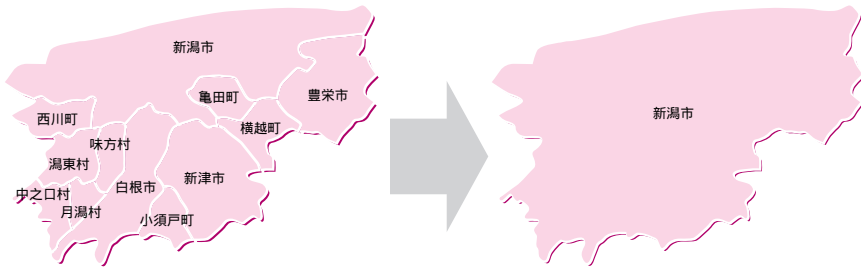
第5回 新潟地域合併問題協議会までに合意した事項

合併の方式

新潟市への編入合併とする。

編入合併とは

1つ以上の市町村を廃して、その区域を既存の他の市町村に加える合併方式です。



地域審議会の取扱い

新潟市を除く11市町村に設置する。

地域審議会とは

合併特例法第5条の4第1項の規定により、「合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる」と定められています。

合併の期日

平成17年3月までを目途とする。

財産の取扱い

新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、全て新潟市に引き継ぐ。

議会の議員の任期及び定数の取扱い

合併特例法に規定する定数特例を適用する。

定数特例とは

合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）第6条第2・3項の規定により、編入された合併関係市町村の議員は失職し、編入した合併関係市町村の議員はそのまま在任します。編入された合併関係市町村それぞれを選挙区として、人口に応じ増員選挙を実施します。

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、一元化することが望ましいものがあることから、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努める。

合併関係市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、合併後、早期に統合するよう調整に努める。

各市町村独自の団体は、自主的な判断に委ねる。

各種団体への補助金・交付金の取扱い

新潟市以外の合併関係市町村が、各種団体に交付している補助金等については、以下のとおり調整を図る。

合併関係市町村で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。統一までの当分の間は、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。各市町村独自の補助金については、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

町字名の取扱い

新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の町字名については、各市町村の意向を尊重する。ただし、町名の重複等が生じないように調整する。

- ・任期は新潟市議会議員の任期と同じになります。
- ・定数特例を適用した市議会議員定数は、平成12年国勢調査人口により算出すると77人となります。

【各市町村を選挙区として実施する増員選挙の定数】

新潟市	新津市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町
52人(在任)	6人	4人	5人	1人	1人
亀田町	西川町	味方村	潟東村	月潟村	中之口村
3人	1人	1人	1人	1人	1人

各種事務事業の取扱い

1. 事務事業調整の原則

調整の3原則

- 1 原則として新潟市の制度に統一する。
- 2 関係市町村の制度のうち、合併後ただちに統一することで住民生活に非常に大きな影響をもたらすものについては、一定の期間、激変緩和措置を設ける。
- 3 関係市町村の独自の施策については、「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、調整に努める。合併後、一定の段階で改めて調整するものとする。

区分及び内容

適用	当該市町村においても新潟市の制度を適用する場合（新潟市に制度があり、当該市町村に制度がない場合）。
統一	新潟市の制度に統一する場合（当該市町村においても制度はあるが、当該市町村の制度より新潟市の制度が上回っている場合、または、新潟市のサービスと同程度である場合など）。
廃止	新潟市に制度がなく、当該市町村に制度があり、合併後、当該市町村の制度を廃止する場合。
なし	新潟市及び当該市町村に制度がなく、合併後も制度を設けない場合。
拡充	新潟市のサービス水準が他市町村より低いものを一定水準に引き上げる場合、および、新潟市以外の制度で新市全体として取組むものとした場合。
経過	当該市町村の制度で合併後ただちに統一すると、住民生活に非常に大きな影響をもたらすことから、一定の期間、経過措置を設ける場合。
独自	当該市町村の独自の施策で合併後も存続する場合。

2. 事務事業調整の状況

上記の3原則に従い、住民生活に密接にかかわる事務事業227項目を調整し、第5回任意合併協議会までに176項目について合意しました。

227項目				
176項目				
適用・統一など	独自	経過	未協議	
141項目	10項目	25項目	51項目	
62.1%	4.4%	11.0%	22.5%	

新潟市の制度を「適用」・「統一」などとした事務事業（141項目）

保健福祉	重度障害者短期入所事業 保育の状況（保育時間） 保育の状況（乳児保育） 保育の状況（一時保育） 母子生活支援施設運営事業 ひとり親家庭小中学校入学等 ひとり親家庭交通災害共済 ひとり親家庭公衆浴場 身体障害者手帳交付事業 更生医療給付事業 補装具給付事業 重度障害者（児）日常生活用具給付事業 障害者訪問入浴サービス事業 障害者ホームヘルパー派遣事業 手話奉仕員及び要約筆記者派遣事業 障害者ガイドヘルパー派遣事業 身体障害者用自動車改造等助成事業 知的障害者授産施設通経費助成事業 心身障害者福祉 障害者住宅整備資金融資事業 障害者住宅リフォーム助成事業 在宅障害者デイサービス事業	健康相談事業 脳卒中患者等医療費助成事業 療養者訪問指導事業 精神保健福祉事業 精神障害者ホームヘルパー派遣事業 精神障害者短期入所事業 精神障害者通所作業所等補助事業 難病対策事業 保健師家庭訪問事業 健康相談事業 脳卒中患者等医療費助成事業 療養者訪問指導事業 精神保健福祉事業 精神障害者ホームヘルパー派遣事業 精神障害者短期入所事業 精神障害者通所作業所等補助事業 難病対策事業 保健師家庭訪問事業	高齢者家庭等の防火指導事業 交通遺児等交通災害共済加入金助成事業 廃止路線代替バス運行費補助事業 集会所用地取得資金利子補給等補助事業 自治会への事務委託の状況 地域活動等障害見舞金支給事業 消費者情報提供事業 消費生活相談事業 広報事業 行政相談会開催事業 動く行政教室開催事業 市町村長への提言・要望事業 行政モニター設置事業 行政世論調査事業 行政評価委員会設置事業 住民相談事業 男女共同参画推進事業	スポーツの全国大会等出場者 励励金支給事業 美術展覧会開催事業 文芸誌発刊事業 国際交流施設運営事業 産業 産業活性化研究開発支援事業 商店街環境整備事業費補助事業 商店街組織化事業費補助事業 商店街活性化事業費補助事業 中小企業無担保保証人融資事業 中小企業人材確保・時短促進 援助資金融資事業 中小企業開業資金融資事業 中小企業経営支援融資事業 中小企業公害防止施設資金貸付事業 中小企業公害防止施設資金利子補給事業 工場周辺環境整備促進助成事業 工場集団化等促進助成事業 工場等新增設資金融資事業 設備近代化資金融資事業 中小企業信用保証料補助事業 障害者雇用促進援助事業 人材育成助成事業 勤労者等住宅建設資金貸付事業	市町村営農業土木事業 国庫補助団体営土地改良事業 県単団体営土地改良事業 市町村営土地改良事業 農村排水等整備事業 都市整備 まちづくり勉強会支援事業 都市景観形成推進事業 土地区画整理助成事業 建築確認申請事務等の状況 特定優良賃貸住宅供給促進事業 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 市町村道認定事業 私道整備助成事業 放置自転車対策事業 生垣設置等助成事業 緑化活動補助事業 広場等整備事業 水道工事検査手数料・加入金の状況 私道公共下水道設置事業 排水設備設置資金融資事業 水洗便所改修助成事業 雨水流出抑制設備設置助成事業 排水路改良工事等助成事業 入札制度の状況
-------------	---	--	--	---	---

当該市町村の独自の施策で合併後も存続するものとした事務事業（10項目）

分野	事業名	新潟市	新潟市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	西川町	味方村	湯東村	月潟村	中之口村
保健福祉	高齢者配食サービス事業		独自	適用	独自	独自	適用	独自	適用	独自	独自	独自	独自
	地域づくり活動促進事業	なし	廃止	経過	独自	なし	独自	なし	なし	なし	なし	なし	なし
住民生活	コミュニティ活動推進事業		統一	統一	独自	統一	統一	適用	適用	適用	適用	適用	適用
	集会所建設費補助事業		統一	適用	独自	統一	適用	統一	統一	適用	統一	適用	統一
教育・文化	通学区域の状況		独自	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一
	学校給食事業		独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自
産業	各種スポーツ大会の状況		独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自
	観光イベントの状況		独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自
都市整備	市町村道除雪事業		独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自	独自
	ガス料金の状況	なし	なし	独自	なし	独自	なし	なし	独自	独自	なし	なし	なし

当該市町村の制度で合併後、一定の期間、経過措置を設けることとした事務事業（25項目）

分野	事業名	新潟市	新潟市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	西川町	味方村	湯東村	月潟村	中之口村
保健福祉	心身障害者扶養共済掛金制度補助事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	適用	経過
	高齢者紙おむつ支給事業		経過	統一	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
	寝たきり老人寝具乾燥事業		経過	経過	経過	適用	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
	高齢者訪問散髪サービス事業		適用	統一	統一	統一	適用	適用	適用	経過	統一	適用	統一
住民生活	高齢者等在宅介護機器貸付助成事業	なし	なし	なし	経過	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	家庭系ごみ収集及び処理事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
	拠点回収事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
	し尿収集事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
教育・文化	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	経過	なし	なし	なし	なし	なし
	防犯灯設置等助成事業		統一	統一	統一	統一	統一	経過	経過	統一	経過	統一	経過
	就学奨励援助事業		経過	統一	統一	統一	経過	統一	経過	統一	統一	統一	統一
	特殊学級介助員配置事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
産業	学校開放事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
	商店街空き店舗等対策事業		適用	適用	統一	適用	適用	適用	経過	適用	適用	適用	適用
	中小企業向け融資事業		統一	統一	統一	適用	適用	統一	適用	適用	統一	経過	経過
	認定農業者の育成・確保事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
	農業機械・施設等導入に対する国庫補助事業への独自上乗せ補助事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
	農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
	農業金融対策事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
	土地改良事業補助金交付要綱		経過	統一	適用	適用	適用	適用	適用	適用	統一	経過	経過
	水田農業経営確立対策事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
	家畜防疫対策事業		経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過	経過
都市整備	市民農園等の状況		適用	統一	経過	適用	統一	統一	適用	適用	適用	適用	適用
	市町村営住宅の状況		経過	経過	経過	経過	適用	経過	適用	適用	適用	適用	適用
	側溝清掃補助事業		経過	経過	統一	経過	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一

新潟地域合併建設計画（総論）

（新にいがたまちづくり計画）

はじめに

1 趣旨

新潟地域合併建設計画は、「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、新市の将来における政令指定都市の実現を見据え、合併する新潟市と新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村（以下「12市町村」という。）の有する、それぞれの総合計画等を継承するとともに、新潟都市圏総合整備推進協議会が策定した「新潟都市圏ビジョン」、並びに新潟地域広域市町村圏協議会が策定した「第四次新潟地域広域市町村圏計画」を基に、新市域における速やかな一体化と均衡ある都市基盤の整備を図り、新しいまちづくりを着実に進めるための基本的指針を定めるものであり、政令指定都市実現後の新市の在り方、区への分権などの新市の仕組みを盛り込むものです。

なお、政令指定都市が実現した場合においては、区割などを踏まえ、必要な見直しを行うものとします。

また、この合併建設計画は、住民の意向を十分に取り入れて策定される次期新市総合計画に反映されるものです。

2 期間

「まちづくりの基本方針」は、長期的展望に立ったものとし、「まちづくり計画」は、平成17年度から平成26年度までの10ヵ年計画とします。

3 新市の概要

(1)位置及び地勢

新市は、日本海側のほぼ中央部に位置し、日本を代表する大河である信濃川、阿賀野川の二大河川の最下流域にあります。

水田に代表される広大な農地、中小の河川、福島潟・鳥屋野潟・佐潟などの水辺、長く続く海岸線に白い砂浜と青い松林、緑多い里山などの豊かな自然環境に恵まれています。

また、新潟県の県庁所在地として政治・経済・文化の中心地であり、高速道路、新幹線、航路・航空路等交通の結節点となっています。

(2)人口

新市の人口は769,441人で、新潟県全体に対する人口シェアは31.1%となっており、県人口の約1/3が集中しています。

	総人口	男	女	世帯数	人/世帯
新市	769,441	372,979	396,462	272,650	2.8
新潟県	2,475,733	1,202,004	1,273,729	795,868	3.1

（平成12年国勢調査）

(3)面積

新市の面積は613.81km²となっており新潟県全体の4.9%を占めています。土地利用は次のとおりです。

【地目別土地面積の概要】（単位：ha・%）

地目	課税対象							非課税	合計
	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地		
面積	10,203	25,374	4,817	1,422	75	125	1,224	18,141	61,381
構成比	16.6	41.3	7.9	2.3	0.1	0.2	2.0	29.6	100.0

（平成14年1月1日時点の固定資産概要調査に基づき集計）

(4)都市計画区域及び用途地域

平成14年4月1日現在、都市計画法に基づく都市計画区域に指定されている面積は53,584haで、新市全体面積の87.3%となっています。また、用途地域が指定されている面積は12,060haで、このうち住居系地域が68.7%と最も多く、次いで工業系地域の22.8%、商業系地域の8.5%となっています。

【都市計画区域の概要】

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	53,584	87.3
市街化区域	11,423	18.6
市街化調整区域	31,982	52.1
区域指定なし	10,179	16.6
指定なし	7,797	12.7
新市全体面積	61,381	100.0

【用途地域の概要】

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
第1種低層住居専用地域	1,366	68.7
第2種低層住居専用地域	94	
第1種中高層住居専用地域	1,984	
第2種中高層住居専用地域	673	
第1種住居地域	3,539	8.5
第2種住居地域	449	
準住居地域	178	
近隣商業地域	646	
商業地域	382	22.8
準工業地域	1,476	
工業地域	524	
工業専用地域	749	
合計	12,060	100.0

（平成14年4月1日 行政制度調査基礎データ）

(5)産業構造

新市の就業者数は、平成12年国勢調査で385,292人となっています。産業別の就業者数割合は、第1次産業が4.7%、第2次産業が25.7%、第3次産業が68.7%となっており第3次産業の割合が最も高くなっています。

【産業別就業者数】

分類	就業者数	構成比 (%)
第1次産業	17,941	4.7
農 業	17,753	4.6
林 業	27	0.0
漁 業	161	0.0
第2次産業	99,189	25.7
鉱 業	367	0.1
建 設 業	44,033	11.4
製 造 業	54,789	14.2
第3次産業	264,741	68.7
電気・ガス・熱供給・水道業	2,483	0.6
運輸・通信業	24,921	6.5
卸売・小売業、飲食店	99,361	25.8
金融・保険業	12,100	3.1
不動産業	3,142	0.8
サービス業	108,187	28.1
公務(他に分類されないもの)	14,547	3.8
分類不能の産業	3,421	0.9
総 数	385,292	100.0

表中、構成比の「0.0」は単位未満を示します。

（平成12年国勢調査）

(6)新市の特徴

諸外国からの海・空の玄関口として、国際港湾や国際空港を有するほか、高速交通網として北陸自動車道、磐越自動車道、日本海東北自動車道及び上越新幹線が整備され、国内はもとより環日本海圏における交通・物流の結節点として、さらに高い拠点性を有します。

人口集積、高次都市機能の集積、多様な産業の集積などによる、人・物・情報の活発な交流が進む「大都市性」と、豊かな自然環境に恵まれ、広大な農地が連なる「田園地帯」という二つの特性が調和・共存した都市となります。

市としては、人口が全国で第15位の都市となります。

【人口ランキング】

順位	都市名	人口
1	横浜（神奈川県）	3,426,651
2	大阪（大阪府）	2,598,774
3	名古屋（愛知県）	2,171,557
4	札幌（北海道）	1,822,368
5	神戸（兵庫県）	1,493,398
6	京都（京都府）	1,467,785
7	福岡（福岡県）	1,341,470
8	川崎（神奈川県）	1,249,905
9	広島（広島県）	1,126,239
10	さいたま（埼玉県）	1,024,053
11	北九州（福岡県）	1,011,471
12	仙台（宮城県）	1,008,130
13	千葉（千葉県）	887,164
14	堺（大阪府）	792,018
15	新市	769,441

（平成12年国勢調査）

農業粗生産額と水田面積日本一を誇る都市になります。

【農業粗生産額ランキング】

（単位：百万円）

順位	都市名	農業粗生産額
1	新市	63,597
2	豊橋市（愛知県）	57,800
3	湊美町（愛知県）	48,600

【水田面積ランキング】

（単位：ha）

順位	都市名	面積
1	新市	26,165
2	旭川市（北海道）	11,400
3	郡山市（福島県） 大潟町（秋田県）	11,100

（北陸農政局新潟統計事務所・農林水産統計（H12～13））

「米どころ新潟」として全国的に有名であるように、水稲が基幹作物ですが、海岸砂丘地の葉たばこ・大根・スイカ・メロン、新津・小須戸地区を中心とした花き、白根周辺地区の梨・桃・ぶどうなどの果樹、豊栄地区のトマト・なす、亀田地区の梅、横越地区の梨・ながいも、西川地区のそら豆等、様々な特産物が栽培されており、全国的にも重要な食料供給基地となります。

新潟県内最大の湖沼「福島潟」では、オニバスに代表される350種以上の水生・湿生植物や、国の天然記念物であるオオヒシクイをはじめとする220種以上の野鳥が確認されています。また、ラムサール条約登録湿地の「佐潟」などの湖沼にも数多くの水鳥が訪れるほか、河川、田園風景、砂丘地の松林、さらには、住民が心身をリフレッシュ

したり自然体験ができる里山（新津丘陵）など、多くの恵まれた自然環境を有します。

全国に誇る新潟まつりや白根大風合戦、月潟の角兵衛獅子をはじめとする多彩なまつりのほか、越後千町歩地主「伊藤家」の豪壮な館に美術品・民芸品・考古資料を多彩に展示している「北方文化博物館」、徳川時代の面影を映す大庄屋の遺構である重要文化財「笹川邸」、県立植物園などの文化施設、花きの大規模販売施設や観光果樹園などの産業観光、年間200万人もの競馬ファンを集める日本海側唯一のJRA新潟競馬場など、豊富な観光名所を有します。

合併の必要性と効果

1 社会経済情勢の変化と日常生活圏の一体化

～効率的な行政運営と新たな産業・雇用の拡大

今日の社会経済的な変化、とりわけモータリゼーションの進展や交通基盤の整備、情報通信手段の発達により、人々の生活は以前と比べはるかに広域化しています。その結果、日常生活圏と行政区画が乖離し、同じ圏域に住みながら行政サービスに違いがあるなど、様々な問題が生じており、日常生活圏と一体化した総合的な都市経営が求められています。

12市町村は、通勤・通学、買い物、医療サービス、企業の経済活動などの面で一体化が進んでおり、今後のまちづくりを考えるにあたっては、こうした状況に対応して、それぞれの市町村の持つ固有の伝統や文化などを尊重しながら、地域ごとの機能分担や地域間の連携を図るといった、広域的な視点が求められています。

既にごみ処理などは、一部事務組合等の広域行政制度を利用した取り組みを行っていますが、基礎的・総合的な行政主体として意思決定し、事業展開するためには、ひとつの自治体であることが最適と考えられます。

また、12市町村が合併することで、これまでそれぞれの市町村で別々に実施してきた福祉・医療・環境などの広域的な諸問題への対応や、各種事業の一体的・効率的な実施が可能になります。例えば、土地利用については、より広い範囲で検討することが可能となり、産業配置や道路、公園、文化・スポーツ施設なども、実際の日常生活圏に基づく広い視点から一体的・効率的な整備を行うことができます。

さらに、都市が産業を創ると言われるように、合併による都市集積が、地域のイメージアップにつながるとともに、人・物・情報の交流が拡大し、都市としての拠点性が高まることによって、多くの都市型産業の創出や世界に通じる特色ある企業が育成され、雇用の拡大、若者の定着、重要プロジェクトの誘致など、様々な効果が期待できます。

2 地方分権と多様な住民ニーズ

～行財政基盤の強化と多様な個性ある行政施策の展開

国をはじめ、地方を取り巻く財政環境が依然として厳しい中で、地方分権一括法の制定以来、地方への権限委譲が進展しており、市町村は真の分権社会の創出に向けて、国に対して税財源の委譲を求めるなど、自らの責任で自立した都市を目指さなくてはなりません。また、住民が参加し、協働の力を発揮する住民自治の仕組みを作ることが必要となっています。

住民に最も身近な基礎的・総合的自治体である市町村は、地域独自の政策を自らの判断と責任のもとに、企画・立案・実行していくことが重要であり、また、少子・高齢化の進行や、住民ニーズの高度化・多様化などの新たな課題に対応するため、市町村には財政基盤の強化や、企画立案能力を備えた職員の養成などを行っていく必要があります。

そのためには、不断の行財政改革を行うとともに、自主財源の安定的な確保等を行うことが重要ですが、市町村合併は、自治体の行財政基盤の拡充と自立能力の向上を図る有効な手段と考えられます。

12市町村が合併することで、組織の統合、合理化が図られ、経費の削減と効率的・弾力的な行財政運営が可能になります。また、職員等の効果的な配置により、必要な部門への人材の確保・拡充や、専門的な知識を有する職員の適切な配置が行われ、住民に対する高い水準の行政サービスの提供、多様な個性ある行政施策の展開が可能になります。

3 合併の歴史と一層の発展

我が国では、市町村が大合併する大きな転換期をこれまで2度経験しています。

最初は、市町村制を敷いて、小学校や戸籍事務などを任せることになった「明治の大合併」であり、2度目は、市町村を中心とする自治体の強化によって新制中学校や社会福祉、保健衛生などの事務を任せることになった「昭和の大合併」です。

12市町村は、こうした幾多の合併を経て、先人の英知と努力によって今日の魅力あるまちとして発展してきた歴史があります。

地方分権の進展、少子・高齢化の進行、国際化・情報化の進展、男女共同参画社会の高まりなど、市町村を取り巻く社会情勢が大きく変化する時代の中であって、12市町村がここに合併を行い共に発展を目指していくことは時代の要請でもあります。

この合併は、都市として大きくなると同時に、地域の自治、住民自治を考えていく必要があります。先の二つの時代の合併と異なり、地方分権改革を進めることを特徴としています。

また、12市町村が大合併をする理由は、現行地方自治制度において最も広範な権限と財源を持つ政令指定都市の実現を目指すことにあります。そして、合併後に政令指定都市を早期に実現させ、日本海側の中枢拠点都市・環日本海圏の国際交流拠点都市として、産業の発展や人・物の活発な交流を進め、自立可能な都市として更なる発展を目指していきます。

まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

(1) 政令指定都市を目指して

新市は、合併後早期に政令指定都市への移行を実現させ、さらなる住民福祉の向上を図りたいと考えます。

政令指定都市には一定の範囲ごとに区が設定され、区役所が設置されます。区役所は単なる窓口事務の処理や本庁の出先機関としてのものではなく、住民の行政に対する要望に可能な限り総合的、完結的に対応できるとともに、市政と住民とをつなぐパイプとしての役割と区域における企画調整機能をあわせ持つものであると考えます。

また、区役所には新市全体の調和を図りつつ、住民に身近な行政サービスはもちろんのこと、できるだけ多くの権限を委譲するとともに、住民自治の一層の充実を図り、地域で育んできた数々の優れた伝統や個性ある地域文化を一層発展させ、各地域の多様な個性と活力が活かされたまちづくりが進められ、一つの市として大きな魅力を発揮できる分権型の政令指定都市を目指します。

(2) 新市の基本理念

新市は、優れた都市機能と豊かな自然環境との調和・共存を図り、学術や研究開発の充実、空港・港湾などの都市基盤の一層の強化等により、活力にあふれた産業の集積と国内外との多様な交流を実現し、日本海側の中枢拠点都市・環日本海圏の国際交流拠点都市としての発展を目指すとともに、全国有数の農業基盤を活かし、先進的な取り組みにより農業をはじめとした関連産業の活力ある発展を図ることで「田園型政令指定都市」の実現を目指します。

そして、目指すべき姿としての基本理念は、

「世界にはばたく交流拠点の実現」

「高次都市機能と豊かな自然環境との調和・共存」

とします。

(3) まちづくりの方向

2つの基本理念を実現するために、以下の5つの施策の方向を設定します。

5つの施策の方向

『活力ある産業が展開するまち』

『多様な交流ができるまち』

『自然と共生できるまち』

『ゆとりと潤いのあるまち』

『一人ひとりの思いを受けとめるまち』

『活力ある産業が展開するまち』

新市には商圏人口150万を支える商業集積や、流通センターなどの物流団地があり、新潟東港・白根北部・東新潟など多くの工業団地が立地するとともに、伝統ある工場工芸製品の生産も脈々と息づいています。また、米どころ新潟を代表する水田や果樹・花き園などの広大な農地が広がるなど農・工・商の各産業が立地しています。

その上、新市には、海・空・陸の玄関口としてそれぞれ新潟港、新潟空港、新潟駅があり、高速交通網としての北陸自動車道、関越自動車道、磐越自動車道、日本海東北自動車道及び上越新幹線により、諸外国並びに日本各地と結ばれるという絶好の環境が整っています。今後は、この好環境を十分に活用することで、地場産業を振興し、福祉・医療・環境ビジネスなどの新たな産業を育成するとともに、さらなる雇用の促進し、国際的な競争力を持った都市の形成を目指します。

まず、新潟港を積極的に活用していきます。新潟東港においては、国のFAZ（輸入促進地域）計画に沿った整備が進み、輸入貨物取扱量も順調に伸びています。今後は、環日本海圏のみならず北米航路などの新規航路の誘致や、国際物流センター（仮称）の整備、物流・貿易企業のさらなる誘致を図るなど、より広範囲に新市の持つ能力を活かした物流展開を図っていくことで、輸出入貨物の充実を図り、より多くの企業集積を生み出し、雇用の創出を図っていくことが可能となります。

新潟空港においても、輸入貨物に加え、輸出貨物の増便を図っていくために、高速道路や新幹線などの高速交通網を活かした空港へのアクセス向上を図っていきます。

また、高速交通体系を活かし、物流や工業拠点を充実していきます。都心部を中心に放射状に伸びる高速自動車道や各地域を貫く放射状の幹線道路を大外環状道路・外郭環状道路などの環状型の道路でネットワークすることで、道路網に隣接する既存の流通団地や工業団地の連携を図り、全国的な展開を見据えた物流・工業生産機能の充実を目指します。

さらに、国際会議や国際見本市などの開催が可能で、国際交流の拠点地域として大きく発展していくための中核的役割を担うものと期待されている新潟コンベンションセンター「朱鷺メッセ」や産業振興センターなどの施設を有効に活用し、企業交流を進めるとともに販路拡大など大きな商談の機会を創り出します。

都心及び各地域拠点の中心商業地は、郊外型店舗の進出などにより以前ほどの活気が見られなくなってきています。郊外型の店舗との差別化、交通弱者の利便性の向上、商業地周辺での居住空間の整備等、事業者と力を合わせて商業地の活性化を目指します。

新市の農業は、都市と生産地とが循環型の農業生産環境の形成を行

うことをはじめとして、消費者と連携し、地産地消の促進と顔の見える安全で安定した農業生産を行います。

また、農業経営の企業化や農業の担い手を育成し、高付加価値産品・新潟ブランド産品の生産など、農業技術の確立による信頼性の高い生産を行い、市場優位性の確保を進めるとともに、農業経営基盤を強化するなど、効率的で生産性の高い農業経営を目指します。

産・学・官・地域の連携を図った新たな活力の創出を目指すバイオリサーチパークや、県の水産海洋研究所、園芸研究センター及び新潟市の園芸センターなどの新しい農業・水産業の研究施設相互の連携を図りながら、バイオ技術を活用した、新たな農業の展開や食料供給基地「にいがた」のもう一つの顔である食品加工産業の活性化を目指します。

『多様な交流ができるまち』

新潟は古くから、信濃川・阿賀野川の二大河川の河口にできた港を中心に、ものを商い、人々が交わり、情報を交換して暮らすまちでした。

新潟港は、明治元年に五港の一つとして開港された国際貿易港で、日本海側を代表する海の玄関口として発展してきました。

一方、新潟空港は、昭和48年にハバロフスク定期航空路が開設され、以後国際空港として日本海側の空の玄関口の役割を担ってきました。

こうした世界に開かれた環境を背景として、現在では、ガルベストーン、ハバロフスク、ハルビン、ウラジオストク、ナント、ピロビジャンなどと交流を図るとともに、2002FIFAワールドカップでは世界各国から多くの人々を迎え入れるなど、市民レベルでの国際交流も活発になっています。

また、ロシアや韓国の総領事館が立地していることや、環日本海経済研究所や北東アジア経済会議において、環日本海地域の経済に関する調査・研究・情報提供を行うなど、環境や平和共生などの分野で積極的に提言・行動し、環日本海地域の将来に貢献しています。

このように、新市は国際港湾・国際空港を持つ、世界に向けた玄関口であり、環日本海圏の国際交流拠点として、より一層発展する必要があります。

新市は、訪れる人々に様々な交流の舞台を提供することができるまちです。それは、各地域が一つひとつ個性を持ち、その魅力を磨いているからです。

例えば、国際交流の拠点として期待される新潟コンベンションセンター「朱鷺メッセ」等を活かした国際会議や国際見本市を開催する地域、新潟まつりや白根大凧合戦などのまつりやイベントが開かれる地域、北方文化博物館や笹川邸などの伝統文化施設を持つ地域、新津丘陵、福島潟、鳥屋野潟及び佐潟などの自然景観を保全活用する地域、広大な農地を活かした参加・体験型の農業地域、2002FIFAワールドカップの会場となった「ビッグスワン」等でスポーツを楽しむことができる地域、中心市街地の活性化によってショッピングや都市的娯楽を提供する地域、そして研究・開発機関として国内外の人が訪れる地域など、それぞれの魅力に光を当てて輝かせ、有機的にネットワークさせることで、交流人口が拡大し、国内外からの人や物が交流する拠点となります。

『自然と共生できるまち』

従来の大都市のイメージは高層ビルが林立し、人工的な緑地が点在する無機質なものとされています。新市は、広大な農地、信濃川・阿賀野川の二大河川と中小の河川、福島潟・鳥屋野潟・佐潟などの水辺、長く続く海岸線に白い砂と青い松林、緑多い里山などの豊かな自然環境に恵まれた地域です。

その自然環境と高次都市機能の利点を活かし、弱点を補い合うことで都市的な魅力と自然環境の魅力を同時に住民に提供できる都市を目指していくことが必要です。

そのために、無秩序な開発を抑制し、自然環境や農地の保全に配慮しつつ都市化の進展を図っていく土地利用を進める必要があります。

また、豊かに広がる水辺、緑地及び里山などの自然環境と親しみ活用していくことや、環境保全型農業並びに地域循環型農業の推進も必要となります。

自動車交通の発達に伴い、排気ガスや騒音等による環境の悪化が進んでいます。環境の悪化を防止するとともに、各都市機能の利便性を高め、これらを有機的に結び付けることが必要です。

このため、バス路線網の整備や鉄道利便性の向上、新たな交通システムの導入などの公共交通機関を充実することが重要であり、現在進められているパーソントリップ調査の状況なども見ながら、今後十分な検討を行い、環境にも、利用する住民にもやさしい都市基盤が整備されたまちづくりを目指します。

新市は、信濃川・阿賀野川の沖積平野に形成され、砂丘地や里山等の一部を除き、そのほとんどが海拔ゼロメートル地帯と呼ばれる低い土地であり、市街化の進展も手伝って、近年の集中豪雨などにおいては、多くの被害が出ています。災害に強いまちづくりを進めるために、ポンプ場や雨水浸透施設の設置等による雨水排除能力の強化を図るとともに、防災体制の強化や広域的な災害応援体制の充実など、災害を未然に防止する対策に努め、自然と共生するにあたって、安全で安心して生活がおくれるまちづくりを目指します。

『ゆとりと潤いのあるまち』

生活を充実させる上では、心身をリフレッシュしたり、趣味やスポーツ、ボランティア活動等にいきいきと楽しむなど、労働時間以外の余暇の充実を図ることが必要です。

社会全体のゆとりとしては、現在の豊かさの追求だけではなく未来の豊かさを追うこと、つまり、次の世代をいきいきと育てていく社会

を創り上げる必要があります。

そのために、在宅介護支援体制の充実、特別養護老人ホームをはじめとした施設福祉の充実、子育て支援や保育の充実、心身の障害に対する十分なケア、生活習慣病の予防及び母子保健等の保健体制の充実など多岐にわたる保健・福祉分野のサービスの充実強化をさらに進めていきます。

子どもをいきいきと育むまちにするにあたっては、各地域の特性を活かした自然・社会体験学習などを通じ、自ら学ぶ姿勢を育てていくとともに、子どもの学習する環境の整備に努めていきます。

また、住民が日々の疲れを癒し、リフレッシュするために、ゆとりの公共空間である公園緑地の整備、まちなみの緑化を推進し、緑の多い美しいまちの創造を目指すとともに、丘陵、河川などの水辺空間、田園及び海浜などの自然的な環境の保全・整備・活用を図り、住民の潤い空間づくりを進めます。

加えて、生涯学習やコミュニティの推進に力を注ぎ、様々な年代で学ぶこと・知ること・活動することの楽しさを覚えることで、住民一人ひとりが輝くまちとなります。そのためには、拠点施設となる図書館・博物館・生涯学習推進センター・コミュニティセンターなどの整備を進め、住民が地域の垣根を越えて集まり、お互いの知識や情報を交換する機会と場を設けるとともに、活動に対しての様々な支援を行っていきます。

さらに、高齢社会を迎えて、高齢者福祉の充実の面からも、高齢者等の交通弱者の移動手段として、バス路線網の整備や新たな交通システムの導入などの公共交通機関の充実を図ります。

『一人ひとりの思いを受けとめるまち』

地方分権の時代を迎えています。地域のことは地域の個性を尊重し、地域住民とともに考え進めていくことが求められています。新市においては、住民の自治を尊重し、新しい時代に最もふさわしい「分権型政令指定都市」を目指します。

政令指定都市になると、現在県が行っている事務のうち、市民生活に関わりの深い多くの事務を新市で直接行うことができるようになり、地域の実情に合わせた市民サービスの向上と、きめ細やかな行政を総合的に展開することが可能となります。

また、一定の範囲ごとに区を設定し、区役所を設置することになります。

区役所では、戸籍・住民票関係、税務、保健、福祉、各種相談業務などの業務に加え、伝統文化の発展やまちづくりなど地域の特性を活かす事業や業務を行うことが可能となり、より地域住民に密着した行政運営を行うことができます。

12市町村の合併により誕生する「大きな都市」には、一定の地域ごとに分権することが必要です。

政令指定都市移行前までは、支所などの機能を十分活用するとともに、地域の伝統や文化などを尊重し、従来の地域独自の施策を継続して展開します。

政令指定都市の実現後は、さらに行政区にできるだけ多くの権限を委ねることとします。

また、住民が区政に参加しやすい仕組みを作り、地域の自治組織の代表、市民団体の代表、NPOの代表及び学識経験者などの参加を求め、住民自治を育てていきます。

そして、こうした団体や住民と行政とが手を携えて協働のまちづくりを進めることで、自立した活力ある地域社会が創り出されます。

新市は、市民一人ひとりの思いを受けとめ、市民が主人公として発展するまちを目指します。

(なお、地域審議会の設置が決定された場合には、この組織を活用することで、旧市町村の住民の意向が反映されることになり、政令指定都市実現の後には、地域審議会の統合や、それを発展させた付属機関を設けるなど、住民が区政に参加しやすい仕組みを作ります。)

2 各地域の役割

「新潟都市圏ビジョン」で示している4つの「発展・連携軸」を参考に、既存の市町村区域を単位とし、地形・地物などの要素を考慮して、以下の6つの地域割を設定しました。なお、政令指定都市移行後の区割については、条例設置の審議会によって十分検討され、決定されるものです。

(1)新潟市地域の役割

新潟市地域には、行政、文化、教育、産業などの様々な都市機能が集積しており、まさに新市における中枢拠点地域として、高次都市機能の更なる集積と自然環境の整備・保全に努め、都市と豊かな自然が調和・共存するまちづくりを進めます。

国の機関や国際関係機関などの誘致に努め、新市並びに県内外の行政機能の中枢拠点としての役割を担います。

合併により人口約77万の大都市となることで、新市の拠点性が飛躍的に高まり、商業・サービス産業をはじめ、福祉・医療・環境ビジネスなどの新たな産業が創出され、雇用の拡大が期待されることから、世界に通ずる特色のある企業等の育成を支援し、新市並びに県全体の商業機能の中枢拠点としての役割を担います。

海・空・陸の玄関口として、それぞれ新潟港、新潟空港、新潟駅を有するとともに高速交通網として、北陸自動車道、磐越自動車道、日本海東北自動車道、上越新幹線などの恵まれた交通条件を活かし、日本海側の国際交流拠点としての役割を担います。

国際交流の拠点地域として、大きく発展していくための中核的役割を担うものと期待される「朱鷺メッセ」、質の高い芸術鑑賞の場である

「リゅーとびあ」、2002FIFAワールドカップの会場となった「ビッグスワン」、日本海側最大級の「マリニピア日本海」など、新市を代表する基幹的な各種施設を備えており、こうした施設の更なる集積と有効活用を進めるとともに、新市全域における広域的な観光資源とのネットワーク化を推進することで、文化・スポーツ・観光機能の中心としての役割を担います。

「まちなか」の活性化を目指し、中心商業地近隣における定住人口の増加と商業活動の活性化を図るため、市街地中心部における土地の高度利用を促進し、快適な都市空間の創出と住環境の改善に努め、職住近接型の優良な住宅を供給する役割を担います。

新潟市地域の自然的特色である信濃川・阿賀野川をはじめとした河川、鳥屋野潟・佐潟などの水辺においては、市民のスポーツ活動や心身のリフレッシュの場を提供します。

また、夕日の美しい日本海の海岸部においては、海岸線に連なる砂丘地や松林の保全に努めるとともに、マリンスポーツなど海洋性レクリエーションの好適地として、市民はもとより多くの県外客からも利用されている海水浴場をはじめとした海浜空間を整備し、市街地中心部から至近に位置する広大な自然空間を貴重な観光資源として活用することで、新市における高次都市機能と自然環境との調和・共存の象徴となります。

(2) 豊栄市地域の役割

豊栄市地域は新市の北部、阿賀野川以北に位置しています。

当地域の北部に位置する中核国際港湾新潟東港は、国際貿易の玄関口としての役割を果たしており、韓国、中国、東南アジアなどのコンテナ航路により、その取扱量は年々大きな伸びを見せています。

また、新潟東港を中心に県下最大の新潟東港工業地帯が広がり、周囲の恵まれた高速交通網を活かした活発な生産活動が行われています。このため、新潟東港とその周辺に貿易・物流・工業関係の施設や企業がさらに集積するよう都市基盤の整備を進め、新たな雇用の場や国際物流拠点としてのまちづくりを進めます。

当地域は、県内最大の湖沼、福島潟をはじめ、阿賀野川、田園風景や砂丘地の松林など、多くの恵まれた自然環境を有しています。これら豊かな自然環境に恵まれた快適な居住環境を提供するとともに、阿賀野川や福島潟などの水辺を、自然体験や親水スポーツ、観光などの機能を持つ空間として整備し、潤いのある憩いの場として多様な交流が図られるまちづくりを進めます。

当地域の農業は、稲作を中心に、露地野菜や果樹などの都市近郊型産地として高い評価を得ています。今後も優良農地の保全に努めながら、新市における安定した農産物の生産地としての展開を図ります。

新潟東港における既存航路や外貿コンテナ埠頭の拡充、新規航路の誘致などの港湾機能の充実と、背後地への物流団地の整備や物流関連企業の誘致を図ることにより、近隣県も含めた国際物流の中核的機能を担います。

恵まれた高速交通網を活かし、新潟東港工業地帯を中心に一層の企業立地を推進し、新市における工業生産の一翼を担います。

福島潟をはじめ、阿賀野川や砂丘地の松林、広大な田園風景などの豊かな自然環境を保全するとともに、自然体験や親水スポーツ、観光の拠点としても活用することにより、水辺空間を活かしたレジャー、観光機能を担います。

自然環境の保全と併せ、中心市街地の整備等により、市街地や商業等の活性化を図るとともに、新たな交通システムの導入、パークアンドライド等TDMやITSなどの施策の推進により、利便性の高い自然に恵まれたゆとりある居住機能を担います。

市街地開発との調和、均衡を図りながら優良な農地の保全に努め、地産地消システムの確立などの施策の展開により、安定した農業経営を推進し、新市における総合食料基地としての一翼を担います。

(3) 亀田町・横越町地域の役割

亀田町・横越町地域は、新市のほぼ中心部に位置し、土地改良事業により整備された広大な優良農地では水稻を基幹作物とし、そ菜、果樹、花きなどの生産による大食料生産基地となっています。

日本海東北自動車道をはじめ、国道49号・403号、主要地方道や大外環状道路等広域幹線道路の結節点やJR信越本線などの交通の要衝に位置することから、大規模商業施設や福祉文教施設を活用した人・物が交流するまちづくりを進めます。

豊かに広がる田園や阿賀野川をはじめとした魅力ある自然環境や、北方文化博物館など歴史的な地域資源を大切に、生活に潤いと安らぎを提供するまちづくりを進めます。また、豊かな自然環境を後世に残すため、地域ゼロエミッションを取り入れた環境に配慮したまちづくりを進めます。

新市のほぼ中心に位置するとともに、都心部へのアクセスが良好なことから、都心部の持つ様々な機能を補完する副都心機能を担います。

都心方向に向かう慢性的渋滞の解消のため、JR新駅の設定などによるパークアンドライド等TDMや関連施設の整備を進めます。

歴史や伝統、「食」を基軸とした各種産業、JR亀田駅周辺地域における福祉文教施設などを活用した人・物の交流の拡大に努めます。

新エネルギーの導入に積極的に取り組み、地域資源の有効活用を図るなど、環境にやさしいまちづくりを進めます。

農・工・商の各産業が連携した新たな産業形成の創造を目指します。

恵まれた交通網を活かした流通・商業機能と快適な居住機能を担います。

優良農地を活かした都市近郊型農業による食料供給機能を担います。また、都市近郊という条件の中で、多様な生産販売による生産者と消費者の交流を拡大します。

(4) 新津市・小須戸町地域の役割

新津市・小須戸町地域は、新市における唯一の緑豊かな丘陵地や阿賀野川・信濃川及びこれを結ぶ小阿賀野川、田園景観など恵まれた自然環境の保全・活用に努め、人と自然が共生した美しいまちづくりを進めます。

豊かな自然と調和し、交通の利便性を活かした快適で安全な居住機能を担うとともに、憩いと安らぎを提供する自然体験型のレジャー・交流機能を担い、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

また、新潟薬科大学を核として産・学・官・地域の連携したバイオビジネスの中核的研究開発拠点形成を目指すバイオリサーチパーク構想を推進することにより、学術・研究開発機能を担い、新産業の創出や地域産業の新たな展開を図り、活力あるまちづくりを進める一方で、環境にやさしいまちづくりに先導的に取り組みます。

また、歴史ある文化、培われてきた産業を活かし、個性豊かなまちづくりを進めます。

新市で唯一の「里山」である丘陵地は、多種多様な植生により、生態系の保全、二酸化炭素の吸収、森林資源の供給のみならず、森林浴、治山治水、水資源の涵養等、景観を含めて多くの機能を有しています。それらの保全に努めるとともに、丘陵地内の各種施設を遊歩道で有機的に結ぶなどの一体的な整備を進め、市民が心身をリフレッシュしたり、体験・学習・社会参加できる交流の場としての機能を担います。

固有の自然景観を形成する河川空間は、豊かな水の恵みをもたらす一方で、多様な水生生物の生育空間でもあります。これらの保全を図りながら、親水空間として水辺の整備を進め、自然環境教育やレクリエーション・スポーツの場としての機能を担います。

交通基盤の整備に努めるとともに、TDMやITS施策を推進し、都心等への通勤・通学・通院や買い物が便利で周辺の豊かな自然環境と調和した快適で安全な居住機能を担います。

産・学・官・地域が連携したバイオリサーチパーク構想の推進により、豊富な農水産資源を有する新潟の特性を活かし、食品・環境・医療・農業等の分野における実践的な研究開発の拠点機能を担います。

豊かな自然環境の保全を目指し、資源循環を基調とした新エネルギーの導入やバイオ技術の活用により、地球環境の保全をも視野に入れた環境にやさしいまちづくりの先導的な役割を担います。

優良農地を活用し、環境にやさしい、安心・安全な農産物の供給機能を担うとともに、全国屈指の花き・園芸の生産拠点としての役割を担います。また、花き産地として、潤いのある都市景観の形成を目指し、緑花推進の先導的な役割を担います。

石油や鉄道、花など地域固有の資源を活用し、観光交流拠点の一翼を担います。

(5) 白根市・味方村・月潟村・中之口村地域の役割

白根市・味方村・月潟村・中之口村地域は新市の南部に位置し、信濃川・中ノ口川の両河川によって育まれる広大な農地の広がりによって代表される、豊かな自然環境と調和したゆとりある居住環境の整備をめざします。

また、地域内移動及び他地域間の移動に係る定時性の確保等、交通の利便性が高いまちづくりを進めるとともに、水害をはじめとした防災に対する体制の強化や災害を未然に防止する対策等、災害に強いまちづくりを進めます。

さらに、仏壇や鎌などの伝統的な地場産業をはじめとする各種製造業や、米・野菜・果物などの総合食料基地としての農業等、伝統に裏打ちされた技術によりつくられた生産品を地域ブランドとして高めることに加え、製作体験・農業体験による交流等を通じてものをつくり出すよこびを共有するなど、ものづくりや観光を通して、住民相互及び市外在住者と住民との交流・国際的な交流の輪が広がる、にぎわいのあるまちづくりを進めます。

優良な農地を活かし安全で安心な農産物の供給を図り、地産地消はもとより日本全国を見据えた総合食料基地の役割を担います。また、環境に配慮した循環型農業の確立を目指すとともに、高品位・高付加価値産品の栽培を軸に夢の持てる農業を目指していきます。

農地の持つ多面的機能を有効に活用するため、体験農場や市民農園、そして農産物直売所、農業研修所などの多様な機能を持つ大規模公園の整備を図り、新たな雇用の創出をはじめ、ものをつくり出す喜びによる交流を図ります。また、国際競争力のある農業生産と地域ブランドの確立を目指すため、環日本海をも視野に入れた農業研究を積極的に進めることや、諸外国の農業研修生などの受け入れを行うなど、「農」における国際交流拠点の役割を担います。

地域内及び新市中心部等への通勤・通学に対する定時性の確保や交通弱者に対する移動手段の確保を図るため、新たな交通システムを含む公共交通機関の構築を目指します。

都心と隣接しながらも、豊かな自然環境や優良農地に配慮した、交通の利便性が高い良好な都市近郊住宅地域としての役割を担います。

高速道路等の交通ネットワークを活かした内陸型工業地域及び流通業務団地としての役割を担います。併せて、高度な技術を有する地域内の伝統的な地場産業の振興を図ります。

白根市のしろね大風と歴史の館・味方村の笹川邸・中之口村の先人館等の地域内にある観光拠点や観光農園、白根大風合戦や角兵衛獅子等の観光資源を活かし、新市における観光・レジャー機能の一翼を担います。

地域の文化・スポーツの向上を図るため、図書館をはじめとした文化施設の連携と、各種スポーツ施設の更なる充実を図り、新市における文化・スポーツ機能の一翼を担います。

(7)西川町・潟東村地域の役割

西川町・潟東村地域は新市の西部に位置し、国道116号、主要地方道白根西川巻線、JR越後線沿線を中心とする地域であり、また、潟東村には高速自動車道の巻・潟東インターチェンジが設置されるなど、高速交通網の整備も進んでいる地域であることから、交通の利便性が高く、今まで以上に災害に強いまちづくりを進めます。

利便性の高い交通網を活かし、工業団地の形成を図るとともに雇用の場の確保を図るまちづくりを進めます。

また、自然災害が少ないこと及び交通の利便性から、近年新潟市のベッドタウンとして、数多くの住宅団地が形成されており、今後も豊かな自然環境と調和した居住環境の整備を進めます。

越後平野の穀倉地帯である地域であることから、優良農地の保全及び稲作経営等の安定健全化を進めます。

新市の西の玄関口として、新市の情報を発信する役割を担い、また、国道116号など国道道の整備を促進し、都心への通勤・通学等のための

良好なアクセス交通網の役割を担うとともに、都心に向けた主要交通網沿線の市街地を活性化させるまちづくりの一翼を担います。

日本一の水田面積を誇る新市として、越のかがやき米のほか、新潟そら豆や枝豆等を中心とした総合食料供給基地としての一翼を担います。

高速道路のインターチェンジ等を有効活用するために、交通網の整備を行い、工業団地の進出を図り、物流基地としての一翼を担います。

交通渋滞緩和のため、パークアンドライド等の施策を実施するために、インターチェンジ周辺及びJR越後線の越後曽根駅周辺の大駐車場の整備、また、越後曽根駅までのダイヤ改正、複線化を要望し、電車の増便を図ることにより、新市の都心への玄関口としての役割を担います。

福祉施設及びその関連施設を活用し、また、更なる福祉関連施設の整備を図るとともに、保健・福祉分野のサービス強化を進め、安心して暮らし続けられる福祉ゾーンとしての一翼を担います。

自然災害の少ない特徴を活かし、自然環境を活かした良好な住環境の整備を進め、より良い居住環境を提供する地域としての一翼を担います。

【用語解説】

政令指定都市

地方自治法第252条の19で規定する「政令で指定する人口50万以上の市」のことをいいます。

大都市における行政運営を合理的、能率的に行い市民福祉の向上を図るための制度で、一般の市とは異なる行政制度や財政制度上の特例が定められています。

現在 札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市の12都市が指定されています。

ラムサール条約

正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。イランのラムサールという町で行われた「水鳥と湿地に関する国際会議」で採択されたことから、その名がついています。

水鳥にとって重要な湿地を世界各国が保全し、適正に利用することを目的とした条約です。

広域行政制度

市町村が既存の行政区域を超えて連携・協力して、住民ニーズに応え、住民サービスの維持・向上を図っていく制度のことをいいます。

広域行政には、一部事務組合、広域市町村圏、広域連合など多様な手法があります。

FAZ計画

FAZとは「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に基づき港湾・空港及びその周辺地域において輸入の拡大を図るために設定された「輸入促進地域」(FAZ: Foreign Access Zone) のことです。

この地域において輸入促進基盤施設(荷捌き・保管施設、展示施設、流通加工施設等)の整備と特定集積地区内への輸入関連業者(製造業、卸売業、加工業、梱包業、運輸業等)の集積によって、効率的な輸入の促進を図るものです。

環日本海経済研究所 (ERINA)

北東アジア地域(中国東北地方、朝鮮民主主義人民共和国、日本、モンゴル、韓国、ロシア極東)の経済に関する情報の収集及び提供、調査及び研究等を行うことにより、わが国と同地域との経済交流を促進し、北東アジア経済圏の形成と発展に寄与するとともに、国際社会に貢献するために設立された財団法人です。

北東アジア経済会議

北東アジア経済圏の形成と発展を目指し、北東アジア各国・地域及び国際機関の有識者が経済交流の促進に向けて開催する会議のことです。

この会議には、国内はもとより海外から経済の専門家や実業者が多数参加し、講演・セミナー・パネルディスカッションなどを通じて、北東アジア経済圏に対する提言を行います。

里山

人里近くにあって人々の生活と結びついた山・森林を意味します。

NPO (Non Profit Organization : 非営利組織)

公共サービスをしている民間非営利組織をいいます。医療・福祉、環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野で活動する団体が含まれます。

パークアンドライド

交通混雑を緩和するために、車を都市郊外の駐車場に止めて、鉄道、バスに乗り換えて目的地へ向かう方式をさします。乗り換える公共交通機関によりパークアンドレイルライド、パークアンドバスライドともいいます。

TDM (Transportation Demand Management : 交通需要マネジメント)

車の利用の仕方や生活の工夫によって自動車交通量を削減するなど、増加し続ける道路の交通需要に対する管理をさします。具体的には、相乗り制度、効率的な物流システムの構築による交通量の削減、時差通勤などにより交通需要を平準化することをいいます。

ITS (Intelligent Transport Systems : 高度道路交通システム)

道路の高度情報化。例えば、ETC(道路料金自動徴収システム)等。道路交通問題のみならず、物流の効率化や新しい産業の創出、情報化推進による地域活性化対策等への活用も期待されています。

ゼロエミッション

エミッションとは、廃棄物のことをいいます。ゼロエミッションとはこれまで廃棄物・廃熱として捨てられていた物質やエネルギーを再利用して次の製品に活かすことで、無駄に燃やしたり埋めたりしないようなシステムのことです。

新エネルギー

新エネルギーとは、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」により、

- (1)石油代替エネルギーを製造、発生、利用すること等のうち
- (2)技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が進展しておらず、かつ、
- (3)石油代替エネルギーの促進に特に寄与するものとして、わが国が積極的に導入促進を図るべき政策的支援対象と定義されています。

主なものとして、太陽光発電、風力発電、廃棄物発電、燃料電池などがあります。

バイオリサーチパーク構想

丘陵地の恵まれた自然環境を活かし、新潟薬科大学を核としながら、高度科学技術を結集した研究拠点をつくろうとするものです。

同大学の周辺に公的、私的な試験・研究機関を誘致し、産・学・官・地域の連携の下で、生命・健康科学関連分野の知的集積を図っていきます。これにより、21世紀の医療や食品、環境関連分野の研究、技術開発の基礎が築かれ、農林水産業や食品産業という新潟県の地域産業の発展にも大きく寄与していきます。

この新潟地域合併建設計画(総論)につきましては、今後策定される各論部分(計画に盛り込まれる具体的な建設事業や財政計画など)との整合性を図るために必要があると認められる場合は、一部変更されることがあります。

会議の内容または協議会への問い合わせについては、協議会ホームページをご覧ください。事務局または各市町村にお問い合わせください。

・新潟地域合併問題協議会事務局(新潟市役所内)

☎025-228-1000

ホームページ: <http://www.niigatachiiki-gappei.jp/>

- ・新潟市広域行政課 ☎025-228-1000 Fax025-223-1557
(平成15年4月から新潟市広域合併推進課に変更)
- ・新津市企画調整課 ☎0250-24-2111 Fax0250-22-0228
- ・白根市企画財政課 ☎025-373-2111 Fax025-373-3933
- ・豊栄市企画財政課 ☎025-387-3401 Fax025-387-2723
- ・小須戸町総務課 ☎0250-38-3111 Fax0250-38-5210
- ・横越町総務課 ☎025-385-2111 Fax025-385-2410

- ・亀田町企画調整課 ☎025-381-2111 Fax025-381-7090
- ・西川町総務課 ☎0256-88-3111 Fax0256-88-7491
- ・味方村総務課 ☎025-372-1141 Fax025-372-2957
- ・潟東村総務課 ☎0256-86-3111 Fax0256-86-3109
- ・月潟村総務課 ☎025-375-2710 Fax025-375-5117
- ・中之口村総務課 ☎025-375-2712 Fax025-375-5451